

「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画（素案）」に対する パブリックコメントの実施結果

「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画（素案）」の内容について、広く意見を募集したところ、9件の貴重なご意見・ご提案をいただきました。

いただきましたご意見・ご提案についての概要と、区の考え方を公表するとともに、ご意見・ご提案いただきました方々に対し、御礼申し上げます。

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 公表資料

墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画（素案）

(2) 意見募集期間

平成27年4月1日（水）から平成27年5月1日（金）まで

(3) 意見募集の周知・公表方法

ア パブリックコメント実施の周知

- ・区のお知らせ4月1日号に掲載
- ・区ホームページに掲載

イ 公表資料の閲覧方法

- ・道路公園課窓口（区役所10階）
- ・区ホームページ
- ・区民情報コーナー（区役所1階）

(4) 提出方法

郵送、ファックス、電子メール

(5) 提出先

都市整備部道路公園課

(6) 募集の結果

意見提出者数	4人
意見総数	9件

2 提出された意見の概要と区の考え方

(1) 整備対象路線に対する意見

	意見等の概要	意見に対する区の考え方
	<p>両国駅について、都営とJRが離れすぎ、乗換が不便。また、駅間の道沿いは自転車置き場で、ガードレールの中は非常に狭く不便である。</p>	<p>都営地下鉄とJRは、路線計画上及び構造上距離が離れています。</p> <p>乗換経路である、JR南側の線路沿いの通りは、今回の事業計画において整備対象路線として、障害者、高齢者等を含む全ての人々が利用しやすい道路整備を目指しており、ご指摘のガードレール内の歩行空間についても改善に努めてまいります。</p>

(2) 整備方法に対する意見

	意見等の概要	意見に対する区の考え方
	<p>横断歩道の歩道と車道の境界部の段差があるが、車椅子を使用する児童にとっては乗り上げが困難であり、^{かし}下肢に障害があっても歩行可能な児童では、わずかな段差で転倒することがあるため、段差は限りなくゼロに近づけて欲しい。</p>	<p>ご指摘のとおり車椅子利用者にとってはわずかな段差であっても、通行上の支障となる場合も考えられますが、一方で、視覚障害者にとっては、杖や足を使って、歩道と車道との段差によって、境目を認識されることがあります。</p> <p>区では、これらのことに配慮した上で、歩車道の境界部の段差の標準を2cmとしております。</p>
	<p>横断歩道部には点字ブロックを設置してありますが、横断歩道内には、エスコートゾーンを設けることも必要と考えます。</p>	<p>エスコートゾーンの設置につきましては、本事業計画策定における検討委員会の中でも議題に上がりました。</p> <p>特に多くの障害者や高齢者等が利用すると想定される経路には、設置が望ましいと考えられます。</p> <p>今回のご意見につきましては、交通管理者である警察署へ伝え、区としても設置に向けて調整を図りたいと考えております。</p>

<p>道路の横断勾配について、車椅子利用者は、安全のため、出来る限り建物寄りの道を進みますが、ガードレールや路側帯の内側では、道路中央部から建物側へ大きく傾斜している道が少なくありません。</p> <p>このような道路では、車椅子で移動する場合に直進ができにくく、本人や介助者が向きを常に正面に保ちながら進まなければならないため、道路をフラットに解消していただきたい。</p>	<p>一般的に道路の構造については、路面の排水を処理するために、道路の中心部が一番高く、側溝側へ標準的に1.5%の勾配をつけておりますが、ご指摘のように車椅子での移動に支障となるような大きな勾配の箇所につきましては、適時改善を進めてまいります。</p>
<p>計画的な事業の推進について、区内の主要な道路については、既に歩道が整備されているようですが、幼児や高齢者、車椅子利用者が安全に通行できるよう、さらに歩道を整備してバリアフリー化されることについては非常に良い取り組みと思います。</p> <p>また、ベビーカーで散歩するとき歩道の段差に引っかかることがありますので、できるだけ段差を解消してもらえると良いと思います。</p>	<p>道路バリアフリーの基本的な考えとして、歩道と車道の構造分離が原則とされております。</p> <p>歩道を設置する場合、道路構造上概ね11m(車道6m、歩道2.5m×2)以上の幅員が必要となりますが、通行者の多い路線では、可能な限り歩道を設置していきたいと考えております。</p> <p>また、歩道の段差につきましても、本事業計画の整備対象路線を含め、道路の改修等に併せて解消していきたいと考えております。</p>

(3) その他

	意見等の概要	意見に対する区の考え方
	<p>押上駅前広場について、都営バス、すみまろくんのバス停が、タクシー乗り場を挟んだレイアウトで乗換が不便である。</p>	<p>押上駅前広場における都営バス、区内循環バス、タクシー乗り場の配置につきましては、限られたスペースの中で各車両の軌跡や動線など総合的な検討を行い、交通管理者との協議の上、現在の配置となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>
	<p>錦糸町駅のJR構内案内板とバス停について、スカイツリー方面は北口へと案内表示されているが、歩行困難者、車椅子等が半蔵門線を利用する場合には、エレベーター、エスカレーターを使うため、明らかに南口の方が便利である。</p>	<p>JR構内の案内表示につきましては、車椅子利用者等にも配慮した案内を検討していただけるようにJRへお伝えいたします。</p>

	<p>バス停付近への駐車車両が原因で、路線バスが停車や発車を妨げられている。</p>	<p>バスへの乗降に支障となるバス停付近の駐車車両につきましては、道路交通法違反であるため、所管警察署に意見をお伝えいたします。</p>
	<p>墨田区千歳二丁目9番8号前の交差点に、歩行者用信号機及びガードレールを設置して欲しい。</p>	<p>個別案件として、別途、現地調査等を行わせていただきます。</p>